警察法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百五十四号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「六百三十三人」を「六百三十五人」に改める。

別表第二北海道の項中「一〇、三八三人」を「一〇、三八八人」に改め、同表宮城県の項中「三、七一〇人」を「三、七二二人」に改め、同表茨城県の項中「四、八一四人」を「四、八二六人」に改め、同表埼玉県の項中「一一、三七三人」を「一一、五四八人」に改め、同表東京都の項中「四二、六八六人」を「四二、七二一人」に改め、同表千葉県の項中「九、六八五人」を「九、七二二人」に改め、同表神奈川県の項中「一五、二五三人」を「一五、三一七人」に改め、同表長野県の項中「三、三九四人」を「三、四〇四人」に改め、同表静岡県の項中「六、一九五人」を「六、二一一人」に改め、同表愛知県の項中「一三、二二四人」を「一三、二三二人」に改め、同表三重県の項中「三、〇三六人」を「三、〇四三人」に改め、同表滋賀県の項中「二、二四六人」を「二、三〇六人」に改め、同表大阪府の項中「二〇、九五四人」を「二〇、九六五人」に改め、同表兵庫県の項中「一一、六九三人」を「一一、六九八人」に改め、同表福岡県の項中「一〇、八五五人」を「一〇、八六〇人」に改め、同表熊本県の項中「三、〇四〇人」を「三、〇四七人」に改め、同表沖縄県の項中「二、七四六人」を「二、七五三人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百五十五号

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百五十六号

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第二条第二項第一号及び第四条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令（昭和六十二年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の三中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第一条の四中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

２　前項に規定する日までに法第四条第一項第一号の規定により機構が参加することを約した民間都市開発事業に係る同号の政令で定める地域は、同日後も、第三条第一項の規定にかかわらず、同項第二号に該当する地域とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百五十七号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂
財務大臣　加藤　勝信